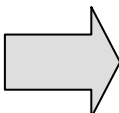


国家税務総局、国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出関連公告

トランザクションバンキング部
中国調査室

2013年7月9日、国家税務総局、国家外貨管理局が連名で「国家税務総局、国家外貨管理局：サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出関連問題の公告」(国家税務総局、国家外貨管理局公告 2013年40号以下、「40号公告」)を公布し、2013年9月1日より施行します。

2013年7月18日、国家外貨管理局は「国家外貨管理局 サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知」(以下、「30号通知」)を公布しました。30号通知により、サービス貿易に係わる外貨収支管理等を含め管理方式が大きく変更されました。30号通知を受け、この40号公告により、サービス貿易等項目の対外支払に関する税務手続についても簡素化されました。40号公告の主要な変更点は下表の通りです。

従来 ¹		40号公告の施行後
✓ 1件3万米ドル相当額超の対外支払の場合、一部特別の項目を除き、「税務証明」の提出が必要		✓ 1件5万米ドル相当額超の対外支払の場合、一部特別の項目を除き、主管国税機関が発行する「サービス貿易など項目対外支払税務届出表」の提出が必要

40号公告の主な内容は以下の通りとなりますが、具体的な運用等詳細につきましては、今後各地の主管税務部門に確認していく必要があります点、ご注意ください。

一、税務届出手続が必要な場合

域内機関や個人は、域外へ1件当たり5万米ドル相当超の外貨資金を支払う場合(表1)、所在地の国税主管機関で税務届出手続を行うことが必要とされています。なお、表2に列挙されている事項は税務届出手続の対象外です。

また、主管税務機関が地方税務機関のみである場合は、所在地同級の国税機関で税務届出手続を行うことが必要とされています。

¹ 関連規定：「サービス貿易等の対外支払際に提出する税務証明の更なる明確化に関する問題の通知」(匯発[2008]64号)、「国家外貨管理局 国家税務総局：サービス貿易等項目対外支払の税務証明提出関連問題の更なる明確に関する通知」(匯発[2009]52号)。

【表1】税務届出が必要な項目

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域外機関もしくは個人が、域内で運輸、観光、通信、建設取付および労務請負、保険サービス、金融サービス、コンピューティングと情報サービス、独占権利利用と特許、体育文化と娯楽サービス、その他の商業サービス、政府サービス等のサービス貿易によって取得する収入。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域外個人が域内で取得する業務報酬、域外機関もしくは個人が域内で取得する株式配当金、配当金、利益、直接債務利息、担保費および非資本移転の寄付、賠償、税金、偶発所得等の収益や経常移転収入。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域外機関もしくは個人が域内で取得した融資リースの賃料、不動産の譲渡収入、株式譲渡収入および外国投資者によるその他の合法所得。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国投資者が域内直接投資に伴う合法所得を以って域内で1件当たり5万米ドル超の金額を再投資する場合。

【表2】税務届出手続が不要な項目

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内機関が域外で行った旅行、会議、商品展示などの費用など。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内機関の域外駐在機関で生じた事務経費および、域内機関の域外での工事請負による工事料金など。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内機関の域外で発生した輸出入貿易コミッション、保険費、賠償金など。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸入貿易項目下で域外機関が取得した国際輸送費用など。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険項目下の保険費、保険金などの関連費用など。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸送もしくは遠洋漁業に従事する域内機関が域外で要した修理、燃料代金、港関連の費用など。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内旅行会社に従事する域外観光業務のコース費用、宿泊・交通の代理・予約に係る費用など。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ アジア開発銀行と世界銀行グループ傘下の国際金融会社が中国で取得した所得もしくは収入、合併企業への投資による利益や株式譲渡所得、中国にある財産(不動産を含む)の賃貸もしくは譲渡による収入、中国域内の機関向けの貸出による利息などの所得を含む。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国政府と国際金融組織が中国へ供与する外国政府(転貸)借款(外国政府混合(転貸)借款を含む)や国際金融組織借款項目の利息。当該国際金融組織とは、国際通貨基金組織、世界銀行グループ、国際開発協会、国際農業発展基金組織、欧州投資銀行などを指す。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外為指定銀行もしくは財務会社による自主的な対外融資。例えば域外借金、国外経由のインターバンク取引、域外立替金およびその他債務などの利息。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国省級以上の国家機関による対外の無償寄付の援助資金。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内証券会社もしくは登録された決済会社から域外機関もしくは域外個人への合法的な株式配当金、配当金、利息および有価証券の売却による収益。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内個人の海外留学、旅行、帰省等私用での外貨使用。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内機関と個人が行うサービス貿易、収益と経常移転項目下の外貨返金。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家が規定するその他の場合。

二、税務届出関連手続

(1) 提出資料

域内機関や個人(以下は届出者)が対外支払の税務届出を行う際に、表3の資料を所管国税機関に提出することが必要とされています。

【表3】国税機関への提出資料

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務主管機関へ公印が付けられた契約書(協議書)もしくは関連取引のエビデンスとなる資料の写し(外国語の文書はその中国語翻訳を添付する必要がある) ➢ 「サービス貿易等項目の対外支払税務届出表」(以下、「届出表」3枚複写用紙)
--

同一の契約で複数回の対外支払いを行う場合、届出者は、毎回、外貨支払を行う前に税務届出手続きを行う必要となりますが、初回のみ、契約書(協議書)もしくは関連取引のエビデンスの写しの提出が要求されています。

(2)「届出表」の受領方法

届出者が以下の方法で「届出表」を受領することができます。

【表4】届出表の受領方法

- 主管国税機関税務サービス庁の窓口で受け取る
- 主管国税機関税務機関ウェブサイトダウンロード

(3) 主管税務機関による捺印済みの「届出表」発行

域内機関や個人は、全ての提出資料を揃え、「届出表」への記入を完了していれば、主管国税機関はその場で納税事項を審査せずに、表5に沿って処理した上で、直接届出者に捺印済みの「届出表」1部を返還します。

【表5】主管国税機関による処理

- 「届出表」通し番号²を打つ
- 「届出表」に捺印
- 一部は届出者に返還、一部は保存、一部は翌月10日迄に郵送、またはその他の方式で届出者主管地税機関に発送

(4) 主管税務機関による事後審査

主管国税機関は捺印済みの「税務届出表」を届出者に返還した後、15営業日以内に、届出者が提出した「届出表」とその他の資料について事後審査を行います。審査ポイントは下表の通りです。

【表6】事後審査のポイント

- 届出情報が実際の支払項目と一致しているか
- 対外支払項目が規定通りに関連税金を納付しているか
- 減免税待遇を申請する場合、関連税収法律法規と税収協定(手配)規定に合致しているか

また、主管税務機関が事後審査において、対外支払項目が規定通りに納税していなかったことを発見した場合、書面にて納税者に納税申告及び納税義務の履行を告知³し、法律に基づき税金を追加納付させ、税収法律法規の関連規定に基づき処罰を課するとしています。

以上

² 「届出表」通し番号の具体的な形式は、年度(2桁) + 税務期間コード(6桁) + 連続番号(6桁)。「年度」は西暦年度の下2桁の数字、「連続番号」は本年度の自然の連続番号。

³ または、控除義務者に源泉控除の義務履行を告知

以下は中国語原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家税务总局、国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告</p> <p style="text-align: center;">国家税务总局、国家外汇管理局公告 2013年40号</p> <p>为便利对外支付和加强跨境税源管理，现就服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题公告如下：</p> <p>一、境内机构和個人向境外单笔支付等值5万美元以上（不含等值5万美元，下同）下列外汇资金，除本公告第三条规定的情形外，均应向所在地主管国税机关进行税务备案，主管税务机关仅为地税机关的，应向所在地同级国税机关备案：</p> <p>（一）境外机构或個人从境内获得的包括运输、旅游、通信、建筑安装及劳务承包、保险服务、金融服务、计算机和信息服务、专有权利使用和特许、体育文化和娱乐服务、其他商业服务、政府服务等服务贸易收入；</p> <p>（二）境外个人在境内的工作报酬，境外机构或個人从境内获得的股息、红利、利润、直接债务利息、担保费以及非资本转移的捐赠、赔偿、税收、偶然性所得等收益和经常转移收入；</p> <p>（三）境外机构或個人从境内获得的融资租赁租金、不动产的转让收入、股权转让所得以及外国投资者其他合法所得。</p> <p>外国投资者以境内直接投资合法所得在境内再投资单笔5万美元以上的，应按照本规定进行税务备案。</p> <p>二、境内机构和個人（以下称备案人）在办理对</p>	<p>国家税務総局、国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払に関わる税務届出関連問題の公告</p> <p style="text-align: center;">国家税務総局、国家外貨管理局公告 2013年40号</p> <p>対外支払の利便化及びクロスボーダー税源管理の強化を図るために、サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出に関する問題を以下に公告する：</p> <p>一、域内機関や個人が域外へ1件当たり5万米ドル相当額超の外貨資金を支払う場合、本公告第三条が規定した状況を除き、所在地の国税主管機関で税務届出を行わなければならない。主管税務機関が地方税務機関のみの場合は、所在地と同級の国税機関で税務届出を行わなければならない。</p> <p>（一）域外機関もしくは個人が、域内で運輸、観光、通信、建設取付および労務請負、保険サービス、金融サービス、コンピューティングと情報サービス、独占権利用と特許、体育文化と娯楽サービス、その他の商業サービス、政府サービス等サービス貿易により取得した収入</p> <p>（二）域外の個人が域内で取得する業務報酬、域外機関もしくは個人が域内で株式配当金、配当金、利益、直接債務利息、担保費および非資本移転の寄付、賠償、税金、偶発所得などによる収益や経常移転収入。</p> <p>（三）域外機関もしくは個人が域内で取得した融資リースの賃料、不動産の譲渡収入、株式譲渡収入および外国投資者によるその他の合法所得。</p> <p>外国投資者が域内直接投資の合法所得を以って域内で1件当たり5万米ドル超の金額を再投資する場合、本規定に基づき税務届出を行う必要がある。</p> <p>二、域内機関や個人（以下は届出者）が対外支払い</p>

<p>外支付税务备案时,应向主管税务机关提交加盖公章的合同(协议)或相关交易凭证复印件(外文文本应同时附送中文译文),并填报《服务贸易等项目对外支付税务备案表》(一式三份,以下简称《备案表》,见附件1)。</p>	<p>の税務届出を行う際に、税務主管機関へ公印が付けられた契約書(協議書)もしくは関連取引エビデンスの写し(外国語の文書はその中国語翻訳を添付する必要がある)を提出し、「サービス貿易等項目の對外支払税務届出表」(3枚複写用紙、以下は「届出表」、添付ファイル1)を記入・報告する。</p>
<p>同一笔合同需要多次对外支付的,备案人须在每次付汇前办理税务备案手续,但只需在首次付汇备案时提交合同(协议)或相关交易凭证复印件。</p>	<p>同一の契約で複数回の對外支払いを行う場合、届出者は、毎回、外貨支払を行う前に税務届出手続きを行わなければならない。但し、初回の外貨支払届出に限り、契約書(協議書)もしくは関連取引のエビデンスの写しの提出が必要となる。</p>
<p>三、境内机构和个人对外支付下列外汇资金,无需办理和提交《备案表》:</p>	<p>三、域内機関や個人が以下の種類の外貨資金を対外的に支払う際に、「届出表」を取り扱い、提出する必要はない:</p>
<p>(一) 境内机构在境外发生的差旅、会议、商品展销等各项费用;</p>	<p>(一) 域内機関の域外で発生した旅行、会議、商品展示等の費用。</p>
<p>(二) 境内机构在境外代表机构的办公经费,以及境内机构在境外承包工程的工程款;</p>	<p>(二) 域内機関の域外駐在機関で生じた事務経費および、域内機関が域外での工事請負による工事料金など。</p>
<p>(三) 境内机构发生在境外的进出口贸易佣金、保险费、赔偿款;</p>	<p>(三) 域内機関が域外で発生した輸出入貿易コミッション、保険費、賠償金など。</p>
<p>(四) 进口贸易项下境外机构获得的国际运输费用;</p>	<p>(四) 輸入貿易項目下で域外機関が取得する国際輸送費用など。</p>
<p>(五) 保险项下保费、保险金等相关费用;</p>	<p>(五) 保険項目下の保険費、保険金などの関連費用など。</p>
<p>(六) 从事运输或远洋渔业的境内机构在境外发生的修理、油料、港杂等各项费用;</p>	<p>(六) 運輸もしくは遠洋漁業に従事する域内機関が域外で要した修理、燃料代金、港湾関連の費用など。</p>
<p>(七) 境内旅行社从事出境旅游业务的团费以及代订、代办的住宿、交通等相关费用;</p>	<p>(七) 域内旅行会社が従事する域外観光業務のコース費用、宿泊・交通の代理・予約に係る費用など。</p>
<p>(八) 亚洲开发银行和世界银行集团下属的国际</p>	<p>(八) アジア開発銀行と世界銀行グループ傘下の国際</p>

<p>金融公司从我国取得的所得或收入，包括投资合营企业分得的利润和转让股份所得、在华财产（含房产）出租或转让收入以及贷款给我国境内机构取得的利息；</p> <p>（九）外国政府和国际金融组织向我国提供的外国政府（转）贷款（含外国政府混合（转）贷款）和国际金融组织贷款项下的利息。本项所称国际金融组织是指国际货币基金组织、世界银行集团、国际开发协会、国际农业发展基金组织、欧洲投资银行等；</p> <p>（十）外汇指定银行或财务公司自身对外融资如境外借款、经外同业拆借、海外代付以及其他债务等项下的利息；</p> <p>（十一）我国省级以上国家机关对外无偿捐赠援助资金；</p> <p>（十二）境内证券公司或登记结算公司向境外机构或境外个人支付其依法获得的股息、红利、利息收入及有价证券卖出所得收益；</p> <p>（十三）境内个人境外留学、旅游、探亲等因私用汇；</p> <p>（十四）境内机构和個人办理服务贸易、收益和经常转移项下退汇；</p> <p>（十五）国家规定的其他情形。</p> <p>四、境外个人办理服务贸易、收益和经常转移项下对外支付，应按照个人外汇管理的相关规定办理。</p> <p>五、备案人可通过以下方法获取《备案表》：</p>	<p>金融会社が中国で取得した所得もしくは収入、合弁企業への投資による利益や株式譲渡所得、中国にある財産（不動産を含む）の賃貸もしくは譲渡による収入、中国域内機関向けの貸出による利息などの所得を含む。</p> <p>（九）外国政府と国際金融組織が中国へ供与する外国政府（転貸）借款（外国政府混合（転貸）借款を含む）や国際金融組織借款項目の利息。当該国際金融組織とは、国際通貨基金組織、世界銀行グループ、国際開発協会、国際農業発展基金組織、欧州投資銀行などを指す。</p> <p>（十）外為指定銀行もしくは財務会社による自主的な対外融資。例えば域外借金、国外経由のインターバンク取引、域外立替金およびその他債務等項目の利息。</p> <p>（十一）中国省級以上の国家機関による対外の無償贈与の援助資金。</p> <p>（十二）域内証券会社もしくは登録された決済会社が域外機関もしくは域外個人へ支払う合法的な株式配当金、配当金、利息および有価証券の売却による収益。</p> <p>（十三）域内個人の海外留学、旅行、帰省等私用で外貨使用；</p> <p>（十四）域内機構と個人のサービス貿易、収益と經常移転項目下の外貨返金；</p> <p>（十五）国家が規定するその他の場合</p> <p>四、域外個人によるサービス貿易、収益と經常移転項目下の対外送金は、個人外貨管理の関連規定に基づき取り扱わなければならない。</p> <p>五、届出者は、以下の方法で「届出表」を取得することができる。</p>
---	---

<p>(一) 在主管国税机关办税服务厅窗口领取; (二) 在主管国税机关官方网站下载。</p> <p>六、备案人提交的资料齐全、《备案表》填写完整的, 主管国税机关无须当场进行纳税事项审核, 应编制《备案表》流水号, 在《备案表》上盖章, 1份当场退还备案人, 1份留存, 1份于次月10日前以邮寄或其他方式传递给备案人主管地税机关。</p> <p>《备案表》流水号具体格式为: 年份(2位)+税务机关代码(6位)+顺序号(6位)。“年份”指公历年度后两位数字, “顺序号”为本年度的自然顺序号。</p> <p>七、备案人完成税务备案手续后, 持主管国税机关盖章的《备案表》, 按照外汇管理的规定, 到外汇指定银行办理付汇审核手续。</p> <p>八、主管国税机关或地税机关应收到《备案表》15个工作日内, 对备案人提交的《备案表》及所附资料进行审查, 并可要求备案人进一步提供相关资料。审查的内容包括:</p> <p>(一) 备案信息与实际支付项目是否一致; (二) 对外支付项目是否已按规定缴纳各项税款; (三) 申请享受减免税待遇的, 是否符合相关税收法律法规和税收协定(安排)的规定。</p> <p>九、主管税务机关审查发现对外支付项目未按规定缴纳税款的, 应书面告知纳税人或扣缴义务人履行申报纳税或源泉扣缴义务, 依法追缴税款, 按照税收法律法规的有关规定实施处罚。</p>	<p>(一) 主管国税機關稅務サービス庁の窓口で受け取る。 (二) 主管国税機關稅務機關ウェブサイトダウンロードする。</p> <p>六、届出者が全ての資料を揃え、「届出表」を正確に記入している場合、主管国税機關はその場で納税事項を審査する必要がなく、「届出表」の通し番号を付与し、「届出表」に捺印の上、一部はその場で届出者に返還し、一部は保存し、一部は翌月10日迄に郵送またはその他の方式で届出者の主管地方税機關に発送する。</p> <p>「届出表」の通し番号の具体的な形式は、年度(2桁)+稅務期間コード(6桁)+連続番号(6桁)。「年度」は西曆年度の下2桁の数字、「連続番号」は本年度の自然の連続番号である。</p> <p>七、届出者は、稅務届出手続の完成後、主管国税機關が捺印した「届出表」を持参し、外貨管理規定に基づき、外為指定銀行に外貨支払審査手続を行う。</p> <p>八、主管国税機關または地方稅務機關は、「届出表」の受理後、15營業日以内に、届出者が提出した「届出表」及び付屬資料について審査を行い、且つ届出者に関連資料の提出を更に要求することができる。審査内容は以下の通り:</p> <p>(一) 届出情報は実際の支払項目と一致しているかどうか。 (二) 对外支払項目は規定通りに関連各種税金を納付しているか。 (三) 減免税待遇享受を申請する場合、関連稅收法律法規と稅收協定(手配)規定に合致しているかどうか。</p> <p>九、主管稅務機關は審査中、对外支払項目が規定通りに納税しなかったことを発見した場合、書面にて納税者または控除義務者に納税申告・納税義務、または源泉控除義務の履行を告知しなければならず、法律に基づき税金を追納させ、稅收法律法規の関連規</p>
--	--

<p>十、主管国税机关、地税机关应加强对外支付税务备案事项的管理，及时统计对外支付备案情况及税收征管情况，填写《服务贸易等项目对外支付税务备案情况年度统计表》（见附件2），并于次年1月31日前层报税务总局（国际税务司）。</p> <p>十一、各级税务部门、外汇管理部门应当密切配合，加强信息交换工作。执行过程中如发现问题，应及时向上级部门反馈。</p> <p>十二、本公告自2013年9月1日起施行。《国家税务总局 国家外汇管理局关于加强外国公司船舶运输收入税收管理及国际海运业对外支付管理的补充通知》（国税发[2002]107号）、《国家税务总局 国家外汇管理局关于境内机构及个人对外支付技术转让费不再提交营业税税务凭证的通知》（汇发[2008]64号）、《国家税务总局关于印发〈服务贸易等项目对外支付出具税务证明管理办法〉的通知》（国税发[2008]122号）、《国家外汇管理局关于转发国家税务总局服务贸易等项目对外支付出具税务证明管理办法的通知》（汇发[2009]1号）、《国家外汇管理局 国家税务总局进一步明确服务贸易等项目对外支付提交税务证明有关问题的通知》（汇发[2009]52号）和《国家税务总局关于修改〈服务项目等项目对外支付出具税务证明申请表〉的公告》（国家税务总局公告2012年第54号）同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件：1. 服务贸易等项目对外支付税务备案表 2. 服务贸易等项目对外支付税务备案情况年度统计表</p> <p>国家税务总局 国家外汇管理局 2013年7月9日</p>	<p>定に基づき処罰を課する。</p> <p>十、主管国税機關、地方稅務機關は對外支払稅務屆出事項管理を強化し、遲滯なく對外支払屆出狀況及び稅收徵收管理狀況を統計し、「サービス貿易等項目の對外支払稅務屆出狀況年度統計表」（添付ファイル2）、且つ翌年1月31日前に稅務總局（國際稅務司）に逐次報告しなければならない。</p> <p>十一、各級稅務部門、外貨管理部門は緊密に連携し、情報交換を強化し、執行中に問題を発見した場合、上級部門に遲滯なく報告しなければならない。</p> <p>十二、本公告は2013年9月1日より施行する。「國家稅務總局 國家外貨管理局：外國公司船舶運送收入稅收管理及國際海運業對外支払管理補充通知」（國稅發[2002]107号）、「國家稅務總局 國家外貨管理局：域內機構及び個人の技術讓渡費對外支払の營業稅稅務エビデンス提出不要關連通知」（匯發[2008]64号）「國家稅務總局 『サービス貿易等項目對外支払に關わる稅務證明發行管理弁法』の通知」（國稅發[2008]122号）、「國家外貨管理局による轉送される國家稅務總局：サービス貿易等項目對外支払の稅務證明發行管理弁法の通知」（匯發[2009]1号）、「國家外貨管理局 國家稅務總局：サービス貿易等項目對外支払の稅務證明提出關連問題の更なる明確化に關する通知」（匯發[2009]52号）、「國家稅務總局：『サービス貿易等項目對外支払稅務證明發行申請表修正の關連公告』（國家稅務總局 公告2012年第54号）は同時に廢止する。</p> <p>ここに公告する。</p> <p>添付：1、サービス貿易項目對外支払稅務屆出表 2、サービス貿易項目對外支払稅務屆出狀況年度統計表</p> <p>國家稅務總局、國家外貨管理局 2013年7月9日</p>
--	---

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、本店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250